

令和8年1月30日

様
様
様

回 答 書

横浜市中区住吉町4-45-1
関内トーセイビルII 7階
弁護士法人 仁平総合法律事務所
株式会社FJネクスト及び三信住建株式会社
代理人
弁 護 士
弁 護 士
弁 護 士

冠省

令和8年1月25日付け「調停・告訴・事業判断に関する住民の見解」
令和8年1月25日付け「貴事務所関与書面に関する住民側の整理および重大な
問題意識について」に対し、以下のとおり、ご回答申し上げます。

損害賠償契約書等、近隣住民の皆様にお送りいたしました書面その他株式会社
FJネクスト及び三信住建株式の事業判断について、ご意見いただきまして、あり
がとうございます。

株式会社FJネクスト及び三信住建株式会社としては、近隣住民の皆様には、精神的
苦痛や心理的圧迫を加え、皆様のご判断を誘導する意図は全くございません。

このようなご指摘をいただきましたことは大変遺憾に感じております。今後、
より一層、丁寧に進めるよう努めてまいります。

なお、当方の代理の範囲について、ご意見をいただいておりますが、当職らが
株式会社FJネクスト及び三信住建株式会社より委任を受けた範囲は、令和7年1
月31日付け受任通知記載のとおりです。

草々